

平成19年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年2月28日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに施政方針
陳情等上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第 1号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情
- 第 6 陳情第 2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情
- 第 7 陳情第 3号 労働法制の改善を求める陳情
- 第 8 陳情第 4号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の
確立を求める陳情
- 第 9 請願第 1号 日豪EPA交渉に関する請願書について
議案上程（説明）
- 第10 議案第 2号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田
県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第11 議案第 3号 大曲仙北広域市町村圏組合同規約の一部変更について
- 第12 議案第 4号 大仙美郷環境事業組合同規約の一部変更について
- 第13 議案第 5号 市町界の変更について
- 第14 議案第 6号 美郷町設置条例の一部改正について
- 第15 議案第 7号 美郷町副町長定数条例の制定について
- 第16 議案第 8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 第17 議案第 9号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第10号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

- 第 1 9 議案第 1 1 号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 1 2 号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 1 3 号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 1 4 号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 1 5 号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 1 6 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 1 7 号 美郷町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 1 8 号 美郷町体育館設置条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 1 9 号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 2 0 号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 2 1 号 美郷町基幹型在宅介護支援センター設置条例の廃止について
- 第 3 0 議案第 2 2 号 美郷町地販地消推進条例の制定について
- 第 3 1 議案第 2 3 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 3 2 議案第 2 4 号 美郷町下水道条例の一部改正について
- 第 3 3 議案第 2 5 号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第 3 4 議案第 2 6 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 3 5 議案第 2 7 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 3 6 議案第 2 8 号 平成 1 8 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 3 7 議案第 2 9 号 平成 1 8 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 3 8 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 3 9 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	澁谷 喜 一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民 一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 陽 嗣 君
出納室長	深澤 章 一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
教 育 長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	鈴木 隆 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 波 谷 新 一
主 査 武 田 浩 之

上 席 主 査 後 藤 貞 江

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第2回美郷町議会議定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番中村利昭君、7番中村美智男君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日2月28日から3月13日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

2月16日、午前9時より議会運営委員会を開催しまして、次のとおり決定しました。

定例会議の会期及び審議内容について。

初めに、会期につきまして申し上げます。今定例会の会期につきましては、2月28日から3月13日までの14日間といたしました。

審議内容について申し上げます。

初日は、町長の招集あいさつ、施政方針説明、陳情・請願の審査を各常任委員会に付託し、議案第2号から議案第31号までの内容説明を行う予定です。

3月1日、木曜日は、議案第32号から議案第37号までの内容説明を行う予定です。

3月2日、3日、4日は休会といたします。

3月5日、月曜日は再開しまして、一般質問を行う予定です。質問者は6名です。

3月6日、火曜日は、議案第2号から議案第31号までの議案審議を行う予定です。そのあとに、議案第32号から議案第37号までの全体質疑を行いまして、平成19年度予算審査を各常任委員会へ付託する予定です。

3月7日、水曜日は、各常任委員会を開催し、付託されました案件の審査を行う予定です。

3月8日、木曜日は、引き続き各常任委員会を開催し、付託されました案件の審査を行う予定です。

3月9日、10日、11日は休会といたします。

3月12日、月曜日は、引き続き各常任委員会を開催し、付託されました案件の審査を行う予定です。

3月13日、火曜日は、付託されました平成19年度予算審査の委員長報告を行い、議案第32号から議案第37号までの議案審議を行います。その後、陳情、請願等の委員会報告をしまして終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査平成19年度12月分、1月分並びに随時監査の報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつ並びに施政方針を行います。

本定例会に当たって町長より招集あいさつ並びに施政方針の申し出がありましたので、これを許します。町長松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成19年第2回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、町長公室関係ですが、今月14日、競輪の場外車券場サテライト六郷の幹事施行者である東京都市収益事業組合から「競輪業界全体の売り上げの減少により、運営に苦慮しており、将来的にも好転が見込まれないことから、サテライト六郷の運営を含むすべての競輪事業から撤退することになった」旨の報告がありました。

また、今後のサテライト六郷は、開設当初からつながりのある市に幹事施行者を引き継いでもらうよう調整している旨の話があり、町としてはその方向で話がまとまるようお願いしております。

現在のところは、折衝中の状況とのことですが、早期に幹事施行者が確定されるよう、町としても努力してまいります。

目標管理制度につきましては、課長等が定めた職務遂行方針に従い、各班、各施設の組織目標を設定しました。

新年度においては、これら組織目標の実現に向けて、役場全体で各種施策や事務事業を推進してまいります。

次に、総務課関係ですが、町の提示した案に基づき、関係行政区で協議いただいております行政区再編については、29の行政区で協議が整い、本年4月1日から12の新しい行政区として活動

いただくことになっております。ほかの行政区においては、引き続き協議等をお願いしております。

次に、企画課関係ですが、2月3日と4日両日、友好都市提携を結んでいる東京都大田区と共催で、町から雪を運んでつくったカマクラ展と町の物産販売をJA蒲田駅西口広場において実施しました。

地元商店会振興組合等の協力もあり、約5,000人が訪れ、特産品も完売するなど、美郷の冬の魅力と美郷の味をPRすることができました。

また、2月16日と17日両日、大田区産業プラザで開催された「第12回おおた工業フェア」に町内の3企業が参加し、受発注商談会の視察、各種セミナー参加研修、産業振興関係者との意見交換を行いました。

今後さまざまな先端企業との交流等を通じ、町内の企業活動が活発化することを期待しております。

ふるさと会関係ですが、2月11日、名古屋市において中部・関西地区美郷町ふるさと会総会が開催され、50名の方が出席されました。また、2月17日には東京都において美郷町仙南ふるさと会総会が開催され、85名の方が出席されております。両総会ともふるさとの話題などで盛会裏に行われました。

生活バス路線関係ですが、12月定例会で報告した高畑荒川線の路線バス運行廃止対策について、町では大仙市と共同で12月及び1月に始発から終便までの利用状況調査を4日間実施し、延べ275人の利用者の方々からの意見聴取を行うとともに、それを踏まえて、1月18日に大仙市長との連盟で当該路線の運行存続の要望書をバス運行会社に提出しましたが、その後会社からは運行存続は厳しい旨の回答が出されている状況です。

レンタサイクル関係ですが、地域独特の主体的な取り組みを顕彰する2006年度「毎日・地方自治大賞」が15日発表され、大田区の放置自転車を譲り受け、レンタサイクルを実施している本町の環境に配慮した取り組みが評価され、奨励賞に選ばれました。今後も地域の輪が広がる利用拡大を期待しております。

次に、住民生活課関係ですが、12月定例会において設置を承認いただきました秋田県後期高齢者医療広域連合が2月1日に発足いたしました。

平成20年4月のスタートに向け、新年度には市町村からの職員が派遣され、本格的な準備が行われます。

また、国民保護法に基づく国民保護計画については、素案を作成し、美郷町国民保護協議会に

お語りするとともに、ホームページにより広くパブリックコメントを募集しました。今後県との協議を経て、年度内を目途に策定いたします。

モーター類似旅館新築等同意申請に関する不同意の取り消しなどを求められた訴訟については、第1回公判が昨年12月25日に、第2回公判がことし2月14日に行われており、弁護士との協議を重ねながら、肅々と対応しております。

なお、次回公判は、4月上旬に予定されております。

次に、福祉保健課関係ですが、昨年障害者自立支援法が施行されたのに伴い、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に、平成18年度から平成20年度までを第1期とする「美郷町障害福祉計画」を策定中ですが、計画策定のための基礎資料として、昨年11月から12月にかけてアンケート調査を実施しました。

無作為に抽出した一般の方200名と障害者として町で把握している全員の方を対象に行いましたが、アンケートにご協力くださった皆様に厚くお礼申し上げます。

現在このアンケート結果をもとに、障害者団体の代表者や家族、障害者施設などの関係機関の代表者で構成する「障害福祉計画策定委員会」が3月中旬の計画策定を目途に作業を進めております。

次に、商工観光課関係ですが、平成4年4月にオープンした湯とびあ雁の里温泉の来場者が1月8日に200万人を超え、記念セレモニーを行いました。

町内の3温泉施設につきましては、1月末現在で来場者数累計は574万人に達しており、町内外から広く利用いただいているところです。

今後指定管理者との連携を強化しながら、利用者の利便がさらに高まるよう努力してまいります。

また、県立自然公園指定30周年を記念し、地域の自然環境の保全と広報宣伝に資するため、美郷町と大仙市、真木真昼県立自然公園を美しくする会で募集しました「真木真昼の四季フォトコンテスト」の表彰式を2月2日に行いました。応募総数138点の中から選考されました入賞・入選作品19点につきましては、3月5日から3月30日まで千畑庁舎町民ホールにて公開いたしますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

地販地消の推進についてですが、先般関連する農業や商業等各種団体並びに消費者の方々と意見交換を行いました。会議では消費者ニーズの把握や町民への啓蒙活動、事業者の意識改革、町全体での取り組みが必要などの意見があり、今後設置予定の推進会議におきましては、町ぐるみの活動や町や経済団体、事業者、町民のそれぞれの連携協力をもって具体的な計画に取り組む旨

を確認したところです。

次に、農政課関係ですが、平成19年度の生産調整対策は、昨年12月22日付で県より米の需要量が昨年より453トン多い2万5,144トンとの情報提供を受けております。

町では1月26日と2月26日に「美郷町水田農業推進協議会」を開催し、配分の一般ルールと交付金の用途を決定しております。

配分の一般ルールにつきましては、これまで旧町村ごとに設定していた基準反収を588キログラムに統一し、生産数量配分率71.9%で全町一律としました。

この配分率をもとに、農業共同組合及び主食集荷業者が各農家に生産数量を配分し、目標の達成についてお願いしております。

転作面積は、昨年と比較して町全体で14ヘクタール少ない1,665ヘクタールとなっております。

なお、加工米については、昨年度同様に、市町村への情報提供は行われず、産地意向による手上げ方式となっており、農家の自主的な取り組みを尊重する「希望数量の申し込み」としております。

平成19年度から始まる新たな経営所得安定対策への対応として、集落営農や農業法人の組織化に向けて、県や農業団体と連携のもとに、地域の合意形成を推進しておりますが、1月末現在で50の集落営農組織と3農業法人が設立されております。このほか、10組織においても3月末までの設立を目標に協議を重ねております。

平成18年度から2カ年継続事業で建設を進めている堆肥センターの用地造成工事が1月31日、秋田県農業公社より発注され、町内の業者が受注しております。

また、2月15日、堆肥センターの運営を協議する第三セクター設立検討委員会から答申書が提出されましたが、今後答申に沿う形での第三セクター設立を目指し、各般の調整を進めてまいります。

次に、建設課関係ですが、12月以降の道路改良工事については、野中・西明田地線改良工事を1,486万8,000円で、集落排水事業については、一丈木地区排水処理場シーケンサ更新工事を556万5,000円でそれぞれ発注しております。

次に、国体準備室関係ですが、2月20日から23日までの4日間にわたって、地域活動を主体とした国体協力会活動の説明会を六郷地区及び千畑地区を対象に実施しました。

参加者は、行政協力員及び自治会や町内会の代表の方々です。会場装飾のプランターの管理やのぼり旗の作成、レースのコース沿いや集落内の清掃活動、立哨員などのボランティア活動の要請が主な内容ですが、活動の補助金申請のために行政区での集会や相談をお願いしました。全行

政区での積極的な活動を期待しております。

仙南地区については、民泊を中心にした住民参加を進めており、これまで数回の説明会を実施しております。受け入れ家庭の登録状況は、必要数をほぼ満たす見通しがつきましたので、今後は、予備の登録を重点に進め、万全を期します。

次に、学務課関係ですが、六郷学校給食センター及び千畑学校給食センターの調理員、栄養士によるノロウイルス保菌に関してですが、六郷学校給食センターでは1月9日の腸内細菌検査で4名の方が陽性、その後の検査でさらに5名の方が陽性となり、1月15日より1月29日まで給食提供を停止し、保健所や医療機関等の関係機関からの指導をもとに徹底的な施設の消毒を実施しております。

また、千畑学校給食センターでは、1月22日の検査で1名の方が陽性となりましたが、ほかの調理員は全員陰性であり、通常どおり給食を提供しております。

なお、いずれの場合も陽性となった調理員につきましては、症状がなくても陰性となるまで自宅待機とし、学校・保護者に速やかに情報をお知らせするとともに、ご理解をお願いしております。

今回の件について保護者及び児童・生徒の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことに心からおわび申し上げますとともに、これまで以上に調理員の健康管理や施設の安全管理には気をつけ、安全でおいしい給食の提供に心がけてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、社会教育課関係ですが、千畑公民館は、昭和37年に建築された木造施設で、老朽化が著しく、設備的な不備も指摘されておりましたが、町ではその指摘を重く受けとめ、2月23日以降施設の利用制限を行っております。

講座等の利用グループには、周知の上、交流センターや武道館を利用いただいておりますので、特に支障を来しておりませんが、今後その取り扱いについて検討してまいります。

六郷のカマクラ行事は、雪が少なく、鳥追い小屋づくりや会場の設営などに大変苦労したようですが、最終日の「竹うち」では多くの観光客が見守る中、勇壮な打ち合いが行われました。関係者各位のご協力のもと、無事に終了しております。

続きまして、提出いたしました平成19年度当初予算議案以外の議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第2号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてですが、地方自治法の改正及び秋田県後期高齢者医療広域連合を組合に加入させることに伴う規約の変更についてお諮りするものです。

議案第3号 大曲仙北広域市町村圏組合理約の一部変更についてですが、地方自治法の改正及び広域交流センターを所在市に移管することに伴う規約の変更についてお諮りするものです。

議案第4号 大仙美郷環境事業組合理約の一部変更についてですが、地方自治法の改正に伴う規約変更についてお諮りするものです。

議案第5号 市町界の変更についてですが、圃場整備事業の施行に伴う大仙市との市町界の変更についてお諮りするものです。

議案第6号 美郷町課設置条例の一部変更についてですが、国体準備室の名称を変更するとともに、国民健康保険及び老人保健に関する事務を福祉保健課に分掌させることについてお諮りするものです。

議案第7号 美郷町副町長定数条例の制定についてですが、地方自治法の改正により、助役にかえて設置される副町長の定数を1人とすることについてお諮りするものです。

議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてですが、地方自治法の改正により、助役にかえて副町長を置き、収入役を廃止し、会計管理者を置き、及び職員の区分を廃止することになりましたが、それに伴う関係条例の文言整理についてお諮りするものです。

議案第9号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第10号 美郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第11号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議案第12号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、それぞれ議会議員、非常勤の特別職、町長等及び教育長の報酬または給料の額を改定することについてお諮りするものです。

議案第13号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、職員の扶養手当の額の改定についてお諮りするものです。

議案第14号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてですが、宿泊を伴わない旅行に日当を支給しないことについてお諮りするものです。

議案第15号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてですが、基金の額を減額することについてお諮りするものです。

議案第16号 美郷町税条例の一部改正についてですが、固定資産税の納期前納付の奨励金を廃止することについてお諮りするものです。

議案第17号 美郷町学校給食センター設置条例の一部改正についてですが、六郷学校給食セン

ターの廃止及び残る二つの学校給食センターの名称変更についてお諮りするものです。

議案第18号 美郷町体育館設置条例の一部改正について、議案第19号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正について及び議案第20号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてですが、総合体育館アスパルの六郷中学校体育館への用途変更及び仙南総合体育館の名称変更に伴う関係条例の改正についてお諮りするものです。

議案第21号 美郷町基幹型在宅介護支援センター設置条例の廃止についてですが、地域包括支援センターの設置に伴う基幹型在宅介護支援センターの廃止についてお諮りするものです。

議案第22号 美郷町地販地消推進条例の制定についてですが、地販地消推進の基本理念や町、事業者、経済団体及び町民の役割を明確にすることなどを目的とした条例の制定についてお諮りするものです。

議案第23号 美郷町営住宅条例の一部改正についてですが、塚Ⅱ住宅の新築に伴う一部改正についてお諮りするものです。

議案第24号 美郷町下水道条例の一部改正についてですが、除害施設の設置等を要する下水の基準値を変更することについてお諮りするものです。

議案第25号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について、議案第26号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について及び議案第27号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰り入れにより、それぞれ各事業の円滑な推進を図るための一般会計からの繰入額についてお諮りするものです。

議案第28号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第6号ですが、農業夢プラン応援事業費補助金の増額、特別導入事業基金における国費分の返還金などに加え、既に完了している事務事業の精算に係る減額等についてお諮りするものです。

議案第29号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号、議案第30号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号及び議案第31号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号ですが、既に完了している事務事業の精算に係る減額とこれに伴う一般会計からの繰入金の減額等についてお諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、平成19年度予算案の審議をお願いするに当たり、町政運営に関する基本的な方針と主な取り組みを説明申し上げ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をいただきたいと思います。

ます。

美郷町は、立町から2年と4カ月が経過しました。この間議員各位並びに町民各位におかれましては、町の各般の取り組みにご理解とご協力、地域融和に向けて自発的なご努力をいただき、心から感謝を申し上げます。

おかげさまで、これまでの時間経過と取り組みの積み重ねの中で徐々に美郷意識が定着してきているように見受けられ、今後の町勢発展に向けた礎が定まってきているように思っているところです。どうか今後とも町の取り組みに対しまして、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をお願いいたします。

一方、財政環境については、三位一体改革に代表される行財政改革の推進や国、県における大幅な制度改正が財政的な合併効果を上回る規模で歳入を縮小させ、事業推進における町負担の増大をもたらし、行政経営により意を払わなければならない状況となっております。

こうした流れの中で迎える平成19年度は、美郷の発展を願う意味で重要な年となります。

まずは、皆さんが望む美郷づくりにより力強く進んでいくために、総合計画に沿いながら予算化した取り組みの着実で効果的な展開に意を払い、各地域の誇るべき資源や特色を再認識し、将来に向かって大切にすべきものを改めて問い直しながら、「誇るべき美郷の創造」に向かってまいります。

また、減少する職員体制の中で一定のサービス水準を確保しながら、合併の本旨に立ち返り、「かつてはこうだった」という認識を改め、公共施設のあり方についても根本から議論するなど、将来に向かって何に投資し、何を削減すべきかを改めて検討し、歳入規模に見合ったスリムな行政運営を模索してまいります。

また、こうした取り組みの具現化に当たっては、基本的に町民理解のもとで進んでいくよう、引き続き各種情報の共有化に意を払うほか、地域間バランスにも留意してまいります。

以上を踏まえた平成19年度予算の編成に当たっては、財政の健全化を基本認識としながら、次のような点に留意しております。

まず、一般会計の歳入についてですが、歳入の大半を占める地方交付税については、厳しさを増した平成19年度地方財政対策の内容並びに各般の情報をもとに、不測の事態の財政需要にも対応できるよう、平成18年度の状況を踏まえて一定の留保に配慮して計上しています。

また、自主財源については、制度改正や平成18年度の状況等を踏まえて計上しています。

町債については、起債残高を増嵩させない前提で、適償性のある事業にはできる限り活用することで計上しています。

繰入金については、平成20年度以降も見据えて、基金残高に留意していますが、歳入の不足等に対応するため、財政調整基金などを取り崩ししています。

特別会計の歳入については、制度改正を踏まえたほか、使用料や国・県支出金等についても適正に計上するように留意しました。

次に、歳出についてですが、経常経費については、経常収支比率が悪化傾向にあることを踏まえ、工夫を凝らして総額の抑制に努め、政策経費の確保に留意しております。

政策経費については、国や県の政策展開方向を踏まえるとともに、総合計画に基づく施策選択や環境変化に基づく緊急性にかんがみた事業展開に留意しているほか、サービス水準の維持を基本としながらも、職員数や一般財源の減少を踏まえてスクラップアンドビルドの認識を大切にし、事業の統合化や合同実施など、より効率的に事業を展開できるよう意を払っております。

また、特に投資的事業については、継続事業も同様に緊急性や効率性などの観点で見直しを図るとともに、新規事業については、各地域の整備水準を踏まえながら、投資と地域バランスにも配慮しております。

平成19年度の一般会計は、109億6,500万円で、平成18年度に比較し1.3%の減少です。

また、国民健康保険特別会計は、24億4,204万9,000円で、8.8%の増加です。

老人保健特別会計は、25億9,640万6,000円で、5.2%の減少です。

簡易水道事業特別会計は、畑屋・羽貫谷地地区統合簡易水道事業着手等のため4億8,860万7,000円で、19.7%の増加です。

下水道事業特別会計は、当初計画にある実施地区を変更するため、1億9,758万3,000円で、45.8%の減少です。

農業集落排水事業特別会計は、2億1,203万3,000円で、1.8%の減少です。

次に、平成19年度の主な取り組みをご説明いたします。

まずは、秋田わか杉国体の開催です。ここ数年準備を進めてまいりました自転車競技及びバドミントン競技がいよいよ本番を迎えます。全国各地から参集する選手の方々との交流を通じ、美郷町民各位の美郷意識の定着や町内融和の促進を図るとともに、美郷のよさの情報発信や美郷産品の全国発信など、各般の取り組みで地域活性化につなげてまいります。

また、農・工・商の連携による地販地消の推進に関係団体等と力を合わせて取り組み、各産業振興を図りながら美郷意識の一層の定着に努めるほか、美郷の誇る水環境の保全についても改めて意識啓発に努めるとともに、具体的水質保全に取り組んでまいります。

また、将来の町の姿を俯瞰し、協働参画のまちづくりのための仕組みづくりに引き続き意を尽

くしてまいります。

以後、総合計画の章に沿ってご説明いたします。

初めに、第1章の快適なまちをめざしてです。

道路・交通体系の整備充実ですが、道路整備については、町内の縦貫道路として位置づけ、整備を推進している赤城・扇田線の年度内完工を目指すほか、4路線の幹線道路整備を継続実施するとともに、幹線道路へのアクセス道路及び生活圏道路として10路線を整備し、地域内交通の円滑化を図ります。

また、町全体の公共施設の利用や町内交流の活性化などのため、新たに地域公共交通に係る会議を設置し、地域内交通のあり方について検討を開始いたします。

上下水道の整備充実ですが、上水道では引き続き六郷東部地区簡易水道事業として、配水管敷設 3,009メートル、消火栓11基を整備するほか、羽貫谷地地区の課題解決のため、新たに畑屋・羽貫谷地地区統合簡易水道事業に着手いたします。

また、水質保全については、地下水環境を監視する観点から、新たに調査項目を追加することとし、水質調査に万全を期します。

下水道では、下水道整備事業として下水管 150メートルを敷設するほか、合併浄化槽導入促進事業の継続実施並びに下水道及び農業集落排水への加入促進事業を展開し、施設の活用促進による水環境の保全に努めます。

快適な住環境の整備ですが、引き続き塚地区に町営住宅3棟を建築するほか、既存町営住宅の適切な管理運営に努め、住宅事情困窮者の需要に対応してまいります。

また、平成18年度から実施している定住情報提供事業による空き家・空き地情報等の内容充実を図りながら、新たに団塊の世代や首都圏からの移住促進のための定住ガイドの作成や定住者促進支援策として、固定資産税相当分の定住奨励金を交付する制度を新設し、定住促進に努めてまいります。

次に、第2章の自然にやさしいまちをめざしてです。

環境保全の推進ですが、水質保全状況を確認するため、引き続き水資源保全事業として、町内河川等の水質検査を実施するほか、ISO管理事業としてISO 14001の認証の更新を目指すとともに、適切にシステム運用を図り、率先して環境負荷の軽減に努めます。

また、美郷の誇る水環境を保全、次世代に継承していくため、町民意識を啓発し、水環境保全への理解と協力を促す啓発条例について、年度内の制定を目指してまいります。

廃棄物減量と適正処理の推進ですが、ふえ続けるごみの減量化を図るため、引き続き生ごみ処

理機の導入を推進するとともに、かねてより懸案となっている可燃ごみの有料化について、大仙市との連携のもとで検討、調整を図ってまいります。

また、仙南地区の一般廃棄物最終処分場については、周縁水質調査などを実施しながら、適切な維持管理並びに整備に努めて、閉鎖に向けた県との協議を継続するとともに、六郷地区の一般廃棄物最終処分場についても同様に維持管理に努めます。

土地の計画的利用と保全ですが、土地の適正管理推進のため、県との調整を踏まえて仙南地区64ヘクタールの地籍調査事業を実施いたします。

次に、第3章の健やかなまちをめざしてです。

健康生活の推進ですが、生涯を通じた健康づくりに向けて、引き続き社会教育活動と連携を図りながら、体力・健康づくり講座を開催するほか、食育推進事業や自殺予防のためのこころの健康づくり事業を継続実施いたします。

また、成人総合検診事業では、生活習慣改善による予防効果が高いとされる骨粗鬆症に対して関心を高めるため、平成19年度より骨密度検診の対象年齢を20歳に引き下げるほか、新たに成人の歯周病検診を実施するなど、疾病予防に向けて検診の充実を図るとともに、法律改正に伴う内臓脂肪症候群該当者・予備群の減少に向けた特定検診、特定保健指導を平成20年度から実施できるよう、その計画策定に着手いたします。

地域福祉の推進ですが、引き続き各種団体の活動助長に努め、お互いに支え合う地域社会の構築を目指すとともに、より効率的で実効ある福祉施策の展開とするため、平成19年度から美郷町社会福祉協議会に町職員を派遣し、各種調整のもとで一体的な施策推進に努めてまいります。

児童福祉の向上ですが、「認定こども園」として引き続き各般の事業を円滑に推進し、児童福祉の維持に努めるとともに、放課後児童健全育成事業については、町民や保護者、学校関係者等の意見を伺いながら、より望ましい学童保育のあり方を検討してまいります。

また、町独自の保育料等の減免や乳幼児の医療費軽減策を講ずるほか、健やかな成長を願い、ブックスタート事業も継続実施いたします。

さらに、引き続き関係機関との連携のもと、要保護児童の早期発見や早期対応に努め、児童虐待の防止に努めてまいります。

高齢者福祉の向上ですが、本年4月から大曲仙北広域圏内でも要支援者に対する介護予防給付が本格化することから、地域包括支援センターの一層の体制整備を図り、制度の円滑な運営に努めます。

また、介護用品や介護者手当の支給など、在宅介護者への支援策を継続するとともに、はり・

きゅう・マッサージ助成、温泉入浴への支援などを引き続き実施し、高齢者の健康維持増進策を推進してまいります。

障害者福祉の向上ですが、障害者自立支援法が全面施行されてから5カ月になりますが、国では通所施設や在宅サービス利用者などの負担軽減措置の拡充を予定しておりますので、その周知に努めるとともに、町で実施する相談支援事業や生活サポート事業など、地域生活支援事業の適切な推進を図ってまいります。

次に、第4章の心豊かなまちをめざしてです。

乳幼児教育の充実ですが、年長児の町内3施設交流を推進するほか、幼児期の食生活の重要性にかんがみ、保護者や園児に対する食育の啓蒙普及に努めてまいります。

また、虫歯の減少を図るため、新たに園歯科医の指導のもとで5歳児を対象にフッ素洗口を実施します。

学校教育の充実ですが、一人一人の特性や能力を伸ばさせるため、引き続き確かな学力定着事業を実施するとともに、身体的障害や学習障害などの児童・生徒に対応するため、支援員を配置します。

また、児童・生徒の減少と将来の見通しを考慮しながら、学区再編を視野に入れた学校教育の将来構想、望ましい学校規模のあり方や教育環境について検討する委員会を設置します。

施設整備については、老朽化した六郷中学校の大規模改修を3カ年継続事業として着手するとともに、隣接する総合体育館アスパルの中学校体育館への用途変更に伴う渡り廊下整備のほか、千畑中学校のグラウンド改修や金沢小学校の屋上防水工事等の環境整備を図ります。

また、学校給食については、平成19年度から2給食センターでの対応となりますが、それに伴い、給食配送車を更新するほか、地場産食材を活用した給食提供にも努め、学校給食の充実と食育の推進を図ります。

社会教育の推進ですが、社会教育中期推進計画に基づき、生涯学習を幅広く奨励するために、初心者向けや各地区共通の新規講座を開設するとともに、自主活動グループ講座が充実するよう支援します。

あわせて、芸術文化に触れる機会として、映画上映会や自衛隊音楽コンサートを実施するほか、学友館においては、館蔵品、県展等入選作品の展示を実施します。

スポーツの振興ですが、秋田わか杉国体がいよいよ開催となります。自転車・バドミントンの競技期間、町民各位の参画のもと、万全の準備に努め、心に残る国体開催を目指してまいります。

また、県のモデル指定になっている体力・健康づくり事業をスポーツ教室とあわせて継続実施

するとともに、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブについて研修機会を設け、意識啓発に努めてまいります。

施設整備は、老朽化したプールパークせんなんの幕屋根を全面改修するほか、六郷プールの滑り台等の修繕を実施します。

歴史と文化の保存と創造ですが、本堂城回地区の経営体育成基盤整備事業の実施に伴う遺跡発掘調査と本堂城跡の発掘調査を継続実施するほか、歴史講演会の開催や六郷氏、佐竹氏のまちづくりを現在に伝える「六郷高野村絵図」の修復などを実施します。

次に、第5章の人がふれあうまちをめざしてです。

余暇・レクリエーション施設と公園緑地の充実ですが、町民憩いの場である公園・施設等について適切な維持管理に努めるとともに、千畑カントリーパークについて補助事業最終年度として、ラベンダー園通路等を整備し、利用客の利便性を高めます。

触れ合い活動の推進ですが、国体準備のための国体協力会活動を通じ、地域内での交流を促進し、また、行政区機能強化事業として、行政区活動等への支援策を継続するほか、町の日記念式典を引き続き開催し、一層の地域融和を目指します。

観光の振興については、国体開催を踏まえて、全国に美郷の情報発信をするため、新たに美郷まるごとPR事業に取り組むほか、美郷町民の一体感醸成や観光客誘致を図るため、ラベンダーまつりやジャズコンサート等を引き続き開催し、町内外の交流を促進します。

また、関係団体と連携を図りながら、町内の誇れる観光資源・風景等を絞り込み、それらを結んだ観光ルートを模索する取り組みに着手します。

町内3温泉施設については、関連団体等からご意見をいただきながら、それぞれの立地特性や特徴を生かした今後のあり方について検討し、今後の経営ビジョンを策定してまいります。

また、街なみ環境整備事業として清水を生かした観光回遊ルート整備と景観保全のためのファサード整備を継続し、観光推進に努めます。

人材育成と地域・国際交流の推進ですが、友好提携を締結している大田区との子供交流、観光交流、企業交流やOTAフェスタ、美郷の味販売交流事業を初めとする物販交流など、交流の拡大を図るとともに、つくば市の水環境学習交流、かすみがうら市との歴史交流を継続するほか、那珂川町との交流を検討いたします。

また、国際交流としては、台湾瑞穂郷との中学生メール交換などを進めるほか、引き続き国際的な視野をはぐくむことを目的として中学生海外研修事業を実施いたします。

次に、第6章の活力あるまちをめざしてです。

農林業の振興ですが、平成19年度から始まる品目横断的経営安定対策については、関係機関と連携を図りながら、新たに「担い手アクションサポートチーム」を設置し、集落営農組織や法人への経営指導を実施するほか、引き続き集落の合意形成に向けて説明会等を開催します。

農地・水・環境保全向上対策については、町独自の方針として、水質保全、環境学習の実施、良好な農村環境の形成、地域・集落の農業ビジョン話し合いの取り組みを進め、農村環境の保全と農地の多面的機能の維持増進を図ってまいります。

また、幅広い担い手の確保や美郷ブランドの確立などの各般の施策を実施するとともに、地産地消を推進するため、直売ネットワークによる共通イベントの開催や各直売所間の農産物サポートシステムの構築に取り組むほか、「朝ご飯食べよう運動」を継続実施してまいります。

また、基盤整備事業として、六郷西部地区、土崎小荒川地区、本堂城回地区への支援を継続するとともに、羽貫谷地地区の調査計画地区の採択、新農業水利システム保全対策事業として、千畑地区と仙北南部地区の継続8地区の水路工事を支援するほか、県単小規模事業の千畑外川原地区の水路改修に支援策を講じます。

畜産の振興については、昨年からの建設を進めている堆肥生産施設の完工を目指すほか、管理運営体として町や農業団体組織が出資する第三セクターを設立し、畜産農家及び耕種農家の要望にこたえてまいります。

工業の振興ですが、これまで作成した企業ガイドを企業等にも有効活用していただくとともに、昨年発足した美郷町企業連携協議会活動を助長し、企業間交流や連携を促進してまいります。

また、誘致企業が新たに行う設備投資に対し、奨励措置を講じ、企業活動を支援してまいります。

商業の振興ですが、国体の開催を通じて町内産品を全国発信するため、関係団体と連携のもと、「まるごと美郷パック」を作成し、ご来町の選手に贈呈するとともに、交流市実行委員会など、各種団体の活動支援を継続し、物販拡大による商業の振興を期してまいります。

また、今次定例会に地販地消を推進する条例案をお諮りしておりますので、よろしくお願いたします。

制定後は、早急に関係団体や消費者等で組織する美郷町地販地消推進会議を開催し、地元での購買促進や地産地消の推進、商店街活性化に資する共通認識の醸成と具体的な取り組みを展開してまいります。

労働・雇用対策の充実ですが、ハローワークや隣接市と連携しながら、新規学卒者の雇用の場として、地元企業での職場研修活動等を助長するとともに、引き続き雇用情報の提供に努めてま

いります。

また、出稼ぎ労働者の援護については、就労前健康診断や安全就労確保のため、引き続き出稼ぎ就労者支援事業を実施します。

次に、第7章の安全で安心できるまちをめざしてです。

防火・防災体制の充実ですが、消防活動の充実を期するため、六郷地区において計画的に消防コミュニティセンターを整備することとし、平成19年度は1棟を整備するほか、六郷東部簡易水道整備事業と合わせて消火栓の整備を計画的に推進します。

交通安全の推進ですが、昨年設置した美郷町交通安全対策協議会の活動を通じて、関係機関との連携を図り、交通安全の意識啓発に努めるほか、カーブミラーなど、交通安全施設の整備及び適切な維持に努めます。

青少年健全育成・防犯の推進ですが、防犯灯・街路灯については、事故及び事件の防止を図るため、主に通学路を中心とした未設置区間を対象に計画的な整備に努めます。

また、青少年育成町民会議と協力し、有害図書の排除等、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

次に、第8章の町民主体のまちをめざしてです。

信頼され、親しみのある行財政運営の推進ですが、行政経営プランに基づいた目標管理制度を導入し、効率的な行政サービスの推進に係る取り組みを実施するほか、職員の能力開発及び意識改革を促すため、引き続き職員研修を実施します。

また、組織の活性化及び職員資質の向上に向け、新たに県との人事交流を行うほか、後期高齢者医療に係る広域連合にも職員派遣します。

また、合併効果の一層の発現に向け、既存公共施設の利用状況等を踏まえて、統合も視野に入れた公共施設の今後のあり方について検討に着手します。

住民参加の推進ですが、引き続き男女共同参画に係る住民懇話会、男の料理教室の開催や各種啓蒙啓発活動を展開いたします。

また、美郷町協働と参画のまちづくり計画を策定し、住民と行政がともにまちづくりを担うための基本方針や具体的方策を明確にします。

なお、平成19年度は、総合計画前期計画の中間年に当たることから、今後のまちづくりにおける実施計画の基礎資料とするために、総合計画に基づいた施策について町民アンケートを実施し、効率的な行政運営の推進と合わせて住民参画のまちづくりを目指します。

情報化の推進ですが、各種分野での情報インフラの適切な維持管理に努め、まちづくりガイド

の発行、広報やお知らせ版、ホームページでのリアルタイムの情報提供による行政情報の共有化を推進してまいります。

以上、予算案の概要並びに平成19年度の主な取り組みについてご説明申し上げました。

美郷町の発展には現段階では何より地域の一体感醸成と住民から信頼をいただける行政推進が肝要と存じます。

そのため、ただいま説明いたしました内容については、地域全体を見渡しながら、透明性と効率性を重視しながら、適切な時期に施策を展開するように留意するほか、町の現状をよりわかりやすく伝えるとともに、さらに各般の取り組みの趣旨が伝わるように留意してまいります。

議員各位におかれましては、何とぞこうした観点での町政推進にご理解とご協力をいただけますよう、心からお願いを申し上げます。

「美郷がいちばん、すきです美郷」と言える町に向かって、私初め職員が一つとなって努力を重ねるよう、改めて決意し、施政方針といたします。以上で終わります。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第1号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第1号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第6、陳情第2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第2号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第3号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第7、陳情第3号 労働法制の改善を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第3号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎陳情第4号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第8、陳情第4号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第4号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第9、請願第1号 日豪EPA交渉に関する請願書についてを上程し、議題といたします。

請願書の朗読は省略いたします。

紹介議員がおりますので、紹介議員の説明を求めます。齊藤新一郎君、登壇願います。

（13番 齊藤新一郎君 登壇）

○13番（齊藤新一郎君） 日豪EPA交渉に関する請願書について。

私が紹介議員の齊藤新一郎です。

請願内容をご説明申し上げます。

日豪EPA交渉において、農林水産物の取り扱い如何によっては、我が国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念があります。

このことから、日豪EPA（経済連携協定）交渉において、政府は、衆・参農林水産委員会における決議を踏まえ、重要品目に対する例外措置やWTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応を確保するとともに、交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断をもって交渉に臨むよう、貴議会より政府・関係行政庁への意見書の提出を要請するものであります。

以上、請願内容を説明いたします。

○議長（伊藤福章君） お諮りします。この請願については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、請願第1号については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（午前10時55分）

○議長（伊藤福章君） 会議を再開します。

（午前 11 時 08 分）

◎議案第 2 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第10、議案第 2 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

地方自治法の一部改正及び秋田県後期高齢者医療広域連合を組合に加入させることにより、規約を改正する必要が生じたことによります。

変更の内容ですが、収入役を廃止し、会計管理者を置くこと。組合の構成団体に広域連合を加えることとございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第 3 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第11、議案第 3 号 大曲仙北広域市町村圏組合同約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

地方自治法の一部改正及び大仙・仙北の両市にあります広域交流センターをそれぞれの市に移管されることに伴い、規約を改正する必要が生じたことによります。

変更の内容ですが、収入役を廃止すること、広域交流センターに関する条文を削除すること
でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第12、議案第4号 大仙美郷環境事業組合理約の一部変更につ
いてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されまして、平成19年4月1日か
ら施行されることに伴い、大仙美郷環境事業組合理約を改める必要があるため、組合理約の変更
に関する関係地方公共団体等の協議について、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議
決を求めるものでございます。

次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

（案）でございます。第9条第1項中「、副管理者」を「及び副管理者」に改め、「及び収入
役」を削り、同条第2項中「大仙市の助役」を「大仙市の副市長」に改め、「を、収入役には大
仙市長が指定する収入役の事務を兼掌する助役」を削り、「同条第3項中「助役」を「副市長」
に改める。

第11条第1項中「吏員その他の」を削る。

附則といたしまして、この規約は、知事の許可を受けまして、平成19年4月1日から施行する
ものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第13、議案第5号 市町界の変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

旧千畑町土崎、小荒川地区における圃場整備の結果、従来の地形が変更されたために境界が不明確となり、整理後の区画に合わせて変更する必要があるため、法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更後の面積の増減はございません。

変更となる区域の説明は省略させていただきます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第14、議案第6号 美郷町課設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

改正の一つは、「国体準備室」を「国体室」に変更することです。

9月に国体の本番を控え、準備体制から本番体制への対応が必要と考えてございます。

もう一つは、国民健康保険及び老人保健特別会計に関する事務を「住民生活課」から「福祉保健課」に移すこととございます。

移す理由でございますが、医療費の削減及び適正化等の関係を図るため、平成20年度から生活習慣病である特定疾病、これは内臓脂肪症候群等を指しておりますが、この特定疾病の対応を保険者が事業主体として取り組まなければならないことが義務づけられております。平成19年度には、これら特定疾病に対する検診や保健指導の実施計画を策定し、保健指導に取り組んでいかな

ければなりません。このためには、保健師との連携が欠かせないことによるものでございます。
以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第15、議案第7号 美郷町副町長定数条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

地方自治法の一部改正により、平成19年4月1日から「助役」の名称が「副町長」となります。そして、副町長を置く場合は、条例で定数を定めなければなりませんので、提案するものでございます。

定数は、1人で提案させていただいております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第16、議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴い、条例の関連する部分を改正する必要がありますので、提案するものでございます。

次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

第1条は、「収入役」が廃止になりますので、「会計管理者」と改めること。

第2条と3条は、規約の名称を「副町長」に改めること。

第4条と5条は、職員の名称は、現在「吏員その他の職員等」になっておりますが、「職員」に統一されることになりますので、改正すること。

第6条は、2条から5条までと同じで、名称を改正すること。

第7条は、合併時に新町長が決まるまでの措置でしたので、廃止するものでございます。

それから、附則の2から5まででございますが、今回の法の改正の特例として、収入役は4年間の任期の満了まで在職を認められておりますので、関連する条文は、在職中その効力を有するというものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第17、議案第9号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

報酬を第1条に記載のとおり改定したいこと、その他については、名称を改めるものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第18、議案第10号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

月額及び年額については、約4%、日額については、一律1,000円を減額したものに改定したいということでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第19、議案第11号 美郷町町長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

次のページの別紙をごらん願います。

第1条ですが、法律の改正により、「助役」の名称を改めること、それから、町長以下三役の給料を記載のとおり改定したいこと、もう一つは、今は出張時の日当は支給してございませんが、宿泊を伴う場合は支給するというものでございます。

第2条は、法の改正による名称の改正でございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第20、議案第12号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時

間等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

次のページの別紙をごらん願います。

第1条は、教育長の給与を記載のとおり改定したいこと、第2条を含めて他の部分は、法の改正による名称の改正でございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第21、議案第13号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

昨年の人事院勧告により、扶養手当が改定されております。それまでは、改定前は、2人目は6,000円、3人目以降は5,000円でしたが、人数に関係なく、全員6,000円ということになります。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第22、議案第14号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

現在出張に伴う日当は支給しておりませんが、宿泊を伴う場合は支給するというものでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第23、議案第15号 美郷町肉用牛導入基金条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。農政課長。

○農政課長(照井智則君) ご説明いたします。

国の制度改正によりまして、国が出資した基金を平成18年度から5年間かけまして返還することになり、今年度返還する基金 132万 1,000円を減額した額に基金の造成額を改正し、国の交付金を県に納付するものです。

改正内容につきましては、別紙に示しておりますが、改正後の基金造成額 968万円の内訳といたしまして、国が 170万 7,000円、県が 302万 9,000円、町が 494万 4,000円となっております。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第24、議案第16号 美郷町税条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長(藤原茂夫君) 議案第16号について説明いたします。

今回の税条例の一部改正は、固定資産税の前納報奨金制度を廃止するものであります。

これまで前納した場合、報奨金を割り引いた金額で固定資産税を収納しておりましたけれども、税に関して現在では納税意識の向上や窓口納税あるいは口座振りかえ制度が普及してきておりまして、制度の所期の目的でありました早期の納税と滞納の防止や納税思想が定着されてきたことによりまして、報奨金の交付を平成19年度から廃止したいというものであります。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第25、議案第17号 美郷町学校給食センター設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長(高橋 薫君) ご説明いたします。

これまで3学校給食センターで小・中学校へ給食提供しておりましたが、六郷学校給食センターの老朽化と給食事業の効率的な推進のために、平成19年度より六郷学校給食センターを廃止し、ほかの2センターで提供してまいります。

それに伴いまして、名称を変更したいというものでございます。

内容でございますけれども、第2条の名称及び位置の表ですが、美郷町六郷学校給食センターを削除し、「美郷町千畑学校給食センター」を「美郷町北学校給食センター」に、「美郷町仙南学校給食センター」を「美郷町南学校給食センター」に名称を改めるものでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第26、議案第18号 美郷町体育館設置条例の一部改正について
を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） ご説明いたします。

美郷町体育館設置条例中、「美郷町総合体育館アスパル」の項を削除するものでございます。

提案の理由でございますが、当体育館を六郷中学校体育館に用途変更することに伴い、改正する
必要が生じたためでございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第27、議案第19号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正に
ついてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 美郷町体育館使用料徴収条例の別表中の美郷町総合体育館アスパ
ルに関する部分を削除するものでございます。

提案の理由でございますが、同様に、当体育館を六郷中学校体育館に用途変更することに伴い、
改正するものでございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第28、議案第20号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 美郷町特定地区公園条例中にございます「仙南総合体育館」を「美郷総合体育館」に改めるものでございます。

提案の理由でございますが、美郷町総合体育館アスパルを六郷中学校に用途変更することに伴い、総合体育館が町内で1施設となるため、美郷総合体育館に改めるものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第29、議案第21号 美郷町基幹型在宅介護支援センター設置条例の廃止についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ご説明いたします。

現在美郷町には、町の直営で福祉保健課内に設置しております基幹型在宅介護支援センター1カ所と、特別養護老人ホームなどに運営を委託しております地域型の在宅介護支援センターが3カ所ございます。提案理由にもありますとおり、介護保険法の改正により、総合相談や関係機関の連絡調整など、今まで基幹型在宅介護支援センターが行ってきた事業に加え、予防を重視し、高齢者を包括的、継続的に支援することを目的にした地域包括支援センターの設置が法に定められ、美郷町においても今年度福祉保健課の健康対策班の中に地域包括支援センターを設置いたしましたので、基幹型在宅介護支援センターの廃止に伴い、設置条例を廃止するものでございます。

基幹型が行ってきた事業については、地域包括支援センターがその業務の一部として機能を果たしていきます。

なお、3カ所ある地域型在宅介護支援センターについては、地域にある高齢者介護の身近な相談機関としての利便性や、また、住民からの相談を地域包括支援センターにつなぐ窓口として地域包括支援センターとの連携を図りながら、引き続き住民サービスに活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第30、議案第22号 美郷町地産地消推進条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、町内産品等の地域内流通や消費拡大促進による町の産業発展と町民生活安定向上、それから、ふるさと意識と地域融和に寄与することを目的としております。

第3条の基本理念におきましては、一つ目として、事業者や町民が互いの協力、連携のもとに、町ぐるみでの推進活動に努め、食糧自給や地元購買が促進するものであること。

二つ目といたしまして、地域内循環型経済社会を形成し、美郷まるごとブランドとしての商品価値を高めるものであること。

三つ目といたしまして、地域の魅力を育み、ふるさと意識を醸成するものであること。

その目的を達成するための具体といたしまして、第4条では、事業者間の連携、それからネットワークの形成。

第5条におきましては、町の役割。

それから、次のページお願いします。

第6条におきましては、経済団体の役割。

第7条におきましては、事業者の役割。

第8条におきましては、町民の役割を明記してございます。

そして、この取り組みの推進体制といたしまして、第9条、町民、公共団体、消費者、事業者等で構成する地販地消推進会議におきまして、目的達成のため活動展開するものでございます。

以上ご提案申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第31、議案第23号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。

平成18年度に塚Ⅱ住宅が新設されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

別紙をお願いいたします。

（案）でございます。美郷町営住宅条例の一部を次のように改正すると。

別表、塚Ⅱ住宅、美郷町畑屋字街道東 219番地 1を加えるものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第32、議案第24号 美郷町下水道条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。

水生物保全の観点から、下水道法施行令の一部改正に伴いまして、下水道条例の一部を改正するものでございます。

別紙をお願いいたします。

美郷町下水道条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第29号中の亜鉛及びその化合物1リットル中につき「5ミリグラム」を「2ミリグラム」に改めるというものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第33、議案第25号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。

これまでの水道事業に要しました起債の償還及び事業の円滑な推進を図るために、一般会計から繰り入れをお願いするというものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第34、議案第26号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。

これまでの下水道事業に要しました起債の償還及び事業の推進等を図るために、一般会計から繰り入れをお願いするというものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第35、議案第27号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。

これまでの集排事業の起債の償還分及び事業の推進等を図るために、一般会計から繰り入れをお願いするというものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第36、議案第28号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） それでは、内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費についてご説明いたします。平成19年度に繰越明許されるものは、8款5項下水道費の中の合併浄化槽導入促進事業費です。

繰り越しの理由ですが、浄化槽の設置希望者が計画より少なかったことによります。

それから、11款2項の公共土木施設災害復旧費の中の道路橋梁災害復旧費で、町単独事業分と国庫補助事業分でございます。

繰り越しの理由ですが、凍上災害の施工条件を満たさないことによります。

次のページの債務負担行為についてご説明いたします。

追加となるのは、農業経営基盤強化資金利子助成費補助金です。この利子助成は、スーパーL資金に対するもので、平成18年1月から12月までに貸し付けされた分でございます。

変更となるのは、美郷町トレーニングセンターろくごう及び美郷町六郷陸上競技場管理費です。トレーニングセンターろくごうに供給している電力は、これまで六郷学校給食センターと共同で高圧電力を使用しておりましたが、給食センターの廃止に伴い、低圧電力に切りかえる予定でございます。よって、電気料金が変わりますので、それに伴って指定管理費が増額になる関係上、限度額を変更するものでございます。

次のページをお願いします。

地方債補正についてご説明いたします。全体で270万円の減額となります。

内容については、歳入のところでご説明いたします。

11ページをお願いします。

歳入の補正についてご説明いたします。9款1項1目1節、これは普通交付税でございます。

それから、一つ飛んで13款1項1目2節の一つ目、身体障害者保護費負担金でございますが、これは、更生医療制度が自立支援制度に移行したことによる9月までの精算分、それから、二つ目の障害者自立支援給付費負担金は、通所施設利用に伴い施設に支払う給付費が月額から日額になったことにより、精査されたものでございます。

それから、2節の児童措置費負担金でございますが、これは、児童手当の定期の支給が2月で終了したことにより、精査したものでございます。

次のページをお願いします。

12ページが一番最後の14款1項1目の2節と3節は、今ご説明した、2節、3節と全く同じ内容で、県負担分となります。

2項3目2節浄化槽設置整備事業費補助金ですが、これは、補助基準の改定により増額となっております。

その下の街なみ環境整備事業費補助金ですが、これは、補助額の改定によるものです。

それから、その下の公営住宅家賃対策補助金ですが、これは、工事費の請負差額が出たことに

よる減額でございます。

その下の6目1節次世代育成支援対策交付金ですが、これは、小・中学校の不審者対策事業に要する経費でございます。

その下の埋蔵文化財発掘調査事業費補助金ですが、本堂地区の圃場整備に伴う試掘調査費の追加交付分でございます。

その下の農地利用調整活動事業補助金ですが、これは、農地地図データ作成の請負差額が出たことによる減額でございます。

次のページにいきまして、2項1目1節の総務費補助金でございますが、これは、二つともいずれも国体関連ですが、事業費の精査による見込みでございます。

その下の企画費補助金ですが、いずれも実績による額の確定でございます。

その下の障害者自立支援臨時対策事業費補助金でございますが、これは、入所施設で工賃を得て働く障害者で低所得と認定された方の自己負担を軽減することが目的で、見直し後の負担額と平成18年度中に負担した分との差額を給付するものでございます。

その下の浄化槽設置整備事業費補助金ですが、これは補助基準の改定により増額となっております。

次の出稼労働者援護事業費補助金ですが、出稼者数の減少による減額でございます。

次の1節あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金でございますが、これは、12月補正以降の確定分でございます。その下の農業経営基盤強化資金等利子補給費補助金ですが、スーパーL資金の新規貸付分に対するものでございます。

次の松くい虫防除対策事業費補助金ですが、これは、防除費の請負差額、それから被害木がなかったために支出が不用になったためでございます。

その下の農業委員会交付金は、これは交付額の確定によるものです。

次の二つは、いずれも学校生活サポート事業費補助金でございますが、いずれも生活支援員の派遣補助でございます。

次のページをお願いします。

3項1目4節の統計調査費委託金ですが、これはいずれも交付額の確定によるものでございます。

次の数量調整円滑化推進事業費市町村交付金も交付額の決定でございます。

一つ飛びまして、埋蔵文化財発掘調査委託金ですが、これは根子荒田遺跡の調査に要する経費ですが、調査が順調に進んだために、経費が少なく済んだことによる減額でございます。

次の17款2項2目1節の特別導入事業基金繰入金ですが、これは、事業が完了した部分の繰り入れで、国に返還するものです。

次の農業者年金基金業務受託収入ですが、これは、交付額の決定によるものです。

その下の雑入になりますが、五つある中の真ん中、大仙美郷介護福祉組合納付金でございますが、今組合に1人職員を派遣しておりますが、人件費相当分の精算によるものでございます。

それ以外の項目は、実績による減額でございます。

20款の町債でございますが、2目の農林水産業債、これは圃場整備に要する経費の財源の組み替えて、地方債対応分がふえたことによるものです。

それから商工債は、これは事業費の確定です。

それから土木債、これは請負差額が出たことによる減額です。

それから教育債、これは、奨学資金の貸し付けに要する経費です。

最後の民生債ですが、2目と同じで、地方債対応分の増加による組み替えてございます。

次のページお願いいたします。

続きまして、歳出をご説明いたします。

2節から4節は、人件費ですので、説明は省略させていただきます。

一つ飛んで2款1項1目の3節職員手当等の中の退職手当組合特別負担金でございますが、これは、3月に予定をしております早期退職者3名分の負担金でございます。

それから、一つ飛んで通信運搬費でございますが、これは今後郵送料の支出が見込まれないための減額となります。

2目の行政推進費、1節から14節まで、今後支出が見込まれないための減額でございます。

それから、18節の庁用器具費でございますが、これは町民憲章掲示板ですが、当初の計画を再検討の上、作成したことにより、経費の削減となっております。

それから、5目の11節消耗品費でございますが、これは千畑庁舎の清掃用具の購入費となります。それから、15節の二つ目、暖房設備修繕工事ですが、これは、千畑庁舎のボイラーの修繕料でございます。それから、18節庁用器具費ですが、これは千畑庁舎の掃除機の購入でございます。

6目企画費の7節から14節までは、今後支出が見込まれないための減額でございます。

次のページお願いします。

15節の一般土木工事でございますが、これは、街なみ環境整備事業の請負差額でございます。

それから、19節の真ん中、生活バス路線等維持費補助金でございますが、これは実績による追加となっております。

その他については、今後支払いが見込まれないための減額でございます。

それから、7目11節消耗品費でございますが、これはパソコン等の修繕料が不足しているための組み替えでございます。

それから、18節の庁用器具費ですが、これは、パソコン購入の入札による差額でございます。

19ページお願いします。

4項5目の千畑土地改良区総代総選挙費でございますが、これは、事務費の精算によるものでございます。

それから、5項2目の指定統計費ですが、これはいずれも今後支出が見込まれないための減額でございます。

それから、一番下の2目の障害者福祉費20節の一つ目、更生医療給付費でございますが、これは、平成18年9月で事業が終了したことによる精算、それから、二つ目の介護給付訓練等給付費でございますが、これは通所施設利用が日額になったことによる減額、それから、勤労意欲促進事業による増額でございます。

20ページお願いします。

3目8節から14節までは、今後支出が見込まれないための減額でございます。

19節の広域介護保険事業負担金ですが、これは実績による減額でございます。

それから、一つ飛びまして、2項2目の20節の扶助費ですが、これは児童手当の定期支給が終了したことによる精算でございます。

21ページお願いします。

7節の賃金ですが、これは、仙南保育園分でございますが、園児の増加によるものでございます。

それから、13節の一つ目、調査委託料ですが、これは、六郷幼稚園・保育園の耐震診断の請負差額でございます。

それから、一つ飛んで三つ目、保育業務委託料ですが、これは美郷町で大仙市内の保育園に2名入所しておりますが、その負担分でございます。

それから、13節の真ん中設計監理委託料、それから、次の15節の施設整備工事費でございますが、これはいずれも六郷幼稚園・保育園の下水道接続工事の請負差額でございます。

一つ飛びまして、4款1項2目の13節委託料でございますが、これは、検診の終了による精査によるものでございます。

21ページ、一番最後、5款1項1目13節の出かせぎ健康診断委託料ですが、これは実績による

減額でございます。

22ページお願いします。

6款1項1目13節農地地図データ作成統合業務委託料ですが、これは請負差額です。

それから、一つ飛びまして、3目の19節夢プラン応援事業費補助、これは、12月補正以降の確定分でございます。

その下の農業経営基盤強化資金等利子助成補助金ですが、これは、スーパーL資金の新規借入れに対する補助金です。それから、その下の美郷こだわり米元気事業費補助金ですが、これは、作付面積がふえたことによる追加措置となります。

それから、24節の出資金ですが、スーパーL資金の新規貸し付けに伴う県農業信用基金協会の出資金となります。

それから、4目の畜産業費の7節、8節、11節、それから16節は、今後支払いの見込みがないための減額でございます。

それから、23節の返還金でございますが、これは特別導入事業の完了した部分の国に対する返還金となります。

それから、5目19節の負担金補助及び交付金ですが、これはいずれもそれぞれに負担金等の額の確定によるものでございます。

それから、6目の13節測量等委託料ですが、これは、請負差額となります。

それから、一番下の松くい虫防除委託料ですが、これは、防除費の請負差額と被害木がなかったことによる不用額の減額でございます。

次のページお願いします。

24ページ、19節これは、いずれも実績による精算でございます。

それから、7款1項2目19節の企業誘致奨励金ですが、これは既存の誘致企業が整備投資と新たな事業拡大に要したときの補助金で、固定資産税相当分となります。評価額の確定による減額で、1社分となります。

それから、一つ飛んで修繕料ですが、これは六郷温泉あったか山の水中ポンプの修繕料でございます。

それから、このページの一番下、4項1目の都市計画総務費ですが、いずれも今後支出が見込まれないための減額でございます。

それから、5項1目19節の補助金でございますが、これは、合併浄化槽の設置に対する補助金で、5人槽とか7人槽とかの各人槽ごとの実績の精査による減額でございます。

それから、次の6項2目の住宅建設費の15節、これはいずれも請負差額でございます。それから、11節から13、14節は、全体の事業費が下がったことによる減額でございます。

26ページお願いします。

9款1項2目19節東部簡易水道消火栓設置費負担金ですが、当初19基予定しておりましたが、実績は13基ですので、その少ない分の減額でございます。

それから、10款1項3目7節は生活支援の賃金、20節は扶助費、これは、就学援助費、それから21節は、奨学金の貸付金、この三つは、いずれも実績による減額でございます。

次のページにいきまして、2款1項1目11節の光熱水費でございますが、これは、町内小学校5校の電気料の減額でございます。

それから、13節の一つ目、設計監理委託料でございますが、これは、六郷小学校暖房設備等の請負差額でございます。それ以外については、今後支出が見込まれないための減額でございます。

それから、19節児童派遣費等補助金、これは今後支出が見込まれないための減額でございます。

3項1目8節と9節、心の相談員謝礼及び特別旅費ですが、これは、県の事業の縮小による減額でございます。

それから、13節の三つ目、設計監理委託料ですが、これは、六郷中学校の校舎維持管理保全調査の請負差額でございます。

次のページ、28ページお願いします。

15節の施設整備工事ですが、これは、県の方針によりまして、学校事務のセンター化です。仙南地区にあります小・中4校の事務職員は、平成19年4月から仙南中学校で事務をとることになりますので、その事務室の改修に要する経費でございます。

それから、19節の生徒派遣費等補助金は、今後支出が見込まれないための減額でございます。

4項1目15節施設整備費工事費ですが、これは、六郷幼稚園の屋根の塗装補修等の請負差額でございます。

それから、5項1目1節の報酬でございますが、これは、仙南公民館に勤務しておりました社会教育指導員が12月で退職したことによる不用額でございます。

それから、8節の報償金ですが、生涯学習講座の講師謝礼などの実績による減額でございます。

次のページお願いします。

3目文化財保護費、7節、それから13節でございますが、これは事業完了による減額でございます。

それから、4目の11節燃料費でございますが、これは六郷公民館の燃料費の不足を来している

こと、それから、修繕料は、ボイラーの修理になります。

それから、13節の警備保障委託料ですが、これは当初の予定より少なく済んだためによる減額でございます。

6項1目の保健体育総務費の7節、11節でございますが、これは、スポーツ振興バスが廃車になったため、出資が不用になったためでございます。

それから、3目14節事務機器借上料ですが、これはリース期間満了により支払いが不用になったためでございます。コピー機械のリース期間満了でございます。

それから、13款2項1目25節の積立金でございますが、財政調整基金への積み立てが約3億4,800万円、それから、減債基金への積み立ては、今回199万9,000円措置してございますが、存置科目で1,000円ありますので、都合200万円積み立てたいというものでございます。

それから、最後になりましたが、予備費に200万円ほど増額補正を計上してございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

これにて昼食のため休憩します。

午後1時10分より再開します。

（午後0時10分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時10分）

◎議案第29号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第37、議案第29号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） それでは、初めに歳出の方からご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款2項1目でございます。これは、各施設の計装設備業務の精査によるものでございます。

それから、1款3項1目でございます。13節、15節につきましては、補助事業の確定に伴う減額でございます。

それから、2款3項2目でございます。これは、水道整備事業計画業務の精査に伴うものでございます。

それから、2款1項1目でございます。これは、財源の補正でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目でございます。これは、消火栓事業の精査に伴う減額でございます。

同じく、負担金の中でございますが、これは49件の新規加入者の収入でございます。

それから、2款1項1目でございます。これは、102件の繰り越しの収入でございます。

それから、2項1目でございます。これは、指定業者3件の手数料と、2節は、64件の検査料の収入でございます。

それから、5款1項1目でございます。これは、歳入歳出の精査によります減額でございます。

6ページお願いします。

7款1項1目でございます。これは、使用料26件の延滞金が入ったものでございます。

同じく、2項1目でございます。これは利子の収入でございます。

それから、3項2目でございます。これは、県道角六線の施設補償の精査に伴う減でございます。

今回の補正によります歳入歳出予算の総額から 722万 8,000円を減額しまして、総額を4億 3,126万円とするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第38、議案第30号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) それでは、初めに3ページの第2表 繰越明許費でございます。

これは、大曲処理センターの中継ポンプの更新工事に不測の日数を要したことに伴う繰り越しでございます。

それから、9ページでございます。

歳出でございます。1款2項1目でございます。これは、点検業務の精査に伴う減額でございます。

それから、3項1目でございます。これは、補助事業の確定に伴います減額でございます。

それから、同じく15節でございます。これも工事の請負差でございます。

それから、2款1項1目でございます。これは、増減ございません。

次に、歳入の7ページをお願いいたします。

1款1項1目でございます。これは、受益者51件の繰り越しの収入でございます。

それから、2款1項1目でございます。これは、使用料5件の繰り越しの収入でございます。

それから、2款2項1目でございます。これは、2件の登録料と、それから2節は、110件の督促手数料が入ったものでございます。

それから、4款1項1目でございます。これは、歳入歳出の事業費の精査に伴う繰入金の減額でございます。

次のページでございます。

7款1項1目でございます。補助事業の確定に伴います起債の減額でございます。

今回の補正によります歳入歳出予算額の総額から1,271万9,000円を減額しまして、総額を3億7,219万1,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第31号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第39、議案第31号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井一夫君) 初めに、歳出から説明申し上げます。

6ページでございます。

1款2項1目でございます。これは、千畑、仙南地区の処理場の管理業務の委託料の精査による減額でございます。

次に、5ページをお願いします。

2款1項1目は、66件の繰り越しの収入でございます。

それから、4款1項1目でございます。これは、歳入歳出に伴います精査による繰入金の減額でございます。

それから、6款1項1目は、使用料17件の延滞金が収入となったものでございます。

それから、6款3項1目でございます。これは、県道角館六郷線の県からの工事の移設補償が入ったものでございます。

今回の補正によります歳入歳出予算の総額から110万円を減額しまして、総額を2億1,818万3,000円とするものでございます。以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(伊藤福章君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時より本会議を再開いたします。

ご苦労さんでした。

(午後1時45分)

